

## 社会福祉法人巴会 役員等報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人巴会（以下、「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等について、並びに、定款第6条第2項に規定する評議員選任・解任委員会の委員及び福祉サービスに関する苦情解決規程第4条に規定する第三者委員（以下、「委員」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等及び委員には、次のとおりとする。

- (1) 常勤役員については、報酬及び退職慰労金は支給しない。
  - (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬及び退職慰労金を支給する。
  - (3) 評議員については、業務に応じた報酬及び退職慰労金を支給する。
  - (4) 委員については、業務に応じた報酬のみを支給する。
- 2 非常勤役員等に対する退職慰労金は、非常勤役員等として円満に任期満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (非常勤役員等及び委員の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等及び委員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額。
- (2) 退職慰労金については、別表2に定める額。
- (3) 非常勤役員等及び委員が職務のため出張をしたときは、当法人の旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給することができる。

### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員及び委員に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等及び委員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事長の報酬については、毎月24日とする。但し、当日が休日であるときは、直前の休日でない日とする。
- (2) 非常勤役員等（理事長を除く）及び委員に対する報酬については、当該会議等に参加した都度、支給する。

- 2 退職慰労金については、任期の満了、辞任または死亡により退職した後1か月以内に支給する。
- 3 報酬等は、法令等の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月23日より施行する。

なお、同規程の施行に伴い、「役員、評議員等の報酬及び費用弁償規程（最終改正：平成29年3月1日）」及び慶弔規程（最終改正：平成20年6月1日）第2条第1項別表1「法人役員の退職慰労金」の定めは廃止する。

別表1（非常勤役員等及び委員の報酬）

## (1) 評議員

項目	日額
評議員会への出席	12,000円

## (2) 理事長

項目	日額	各年度支給上限額
勤務1日	18,000円	2,000,000円

## (3) 理事（理事長を除く）

項目	日額	各年度支給上限額
理事会等への出席	12,000円	500,000円
入札立会い等	7,000円	

## (4) 監事

項目	日額	各年度支給上限額
理事会等への出席	12,000円	500,000円
監事監査への出席	12,000円	
入札立会い等	7,000円	

## (5) 委員

項目	日額
評議員選任・解任委員会への出席	12,000円
苦情解決報告会への出席	9,000円

別表2（退職慰労金）

在職期間	金額
1年以上、3年未満	30,000円
3年以上、10年未満	50,000円
10年以上、20年未満	100,000円
20年以上	200,000円